

録

令和4年8月3日、午前10時より太子町教育委員会を役場議会棟2階常任委員会室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

太子町教育委員会令和3年度事務事業点検・評価について

第 6. 議 事

議案第39号 令和5年度使用教科書の採択について

議案第40号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に対する意見聴取について

議案第41号 太子町学校給食費に関する条例議案に係る意見聴取について

議案第42号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

議案第43号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

議案第44号 福田秀樹委員の任期満了に伴う後任の選任において引き続き
同委員の任命を求める要望について

2. 本日の会議に出席した教育委員

教育長職務代理者 福田 秀樹

委員 福本 充治・杉本 泰代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長 檜 野 正 樹

教育次長 栗岡 正則

管 理 課 長
社会教育課長
文化推進課長
管 理 課 係 長
管 理 課 主 査

改 野 学 由
大 谷 康 弘
田 村 三 千 夫
武 中 俊 明
太 田 祐 一 朗

令和4年8月3日 午前10時開議

●開会・教育長あいさつ

教育長 定刻になりましたので、8月の定例教育委員会を始めさせていただきます。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 それでは、前回の定例会会議録の承認を福本委員と杉本委員にお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員について、福田委員と杉本委員を指名させていただきます
たいと思います。よろしくお願いいたします。
また、本日の第42号、第43号議案は、個人情報を含む内容ですので、非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果・予定報告の説明をよろしくお願いいたします。

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。

＜8・9・10月の行事結果・予定報告の説明＞

教育長 8・9・10月の行事結果と行事予定について説明いたしましたが、これについて、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 教育長の行事等への出席について、一部お断りがあったと聞いております。

7月中の行事等について、どのくらいのお断りがありましたか。

管理課長 事務局が把握している行事等で、4件ございます。

委員 8月以降に実施される行事等において、お断りの連絡は入っていますか。

管理課長 教育長自身が講師を務められる研修会がございましたが、中止の連絡をいただいております。その他お断りの連絡があった行事等も何件かございます。

委員 このように、既に業務に支障が出ております。教育長の冒頭のご挨拶にも「進退を含め熟考している」とありましたが、このままでは、ますます混乱していきます。教育長自身がこの混乱を早期に解消するといったお気持ちはございますか。

教育長 行事等への出席について、お断りの連絡は確かにございます。

しかし、報道のみでほとんどの方がそのように思われている一方、「あの報道だけであなたを締め出したりすることはいけないことだ」といったご意見もいただいております。

先日出席しました「社会を明るくする運動」では県の保護司会の会長より、また社会教育審議会の会長からも同様のご意見をいただいております。

私はそうあるべきだと思っております。

報道だけの情報で行事等への出席をお断りすることの是非は感覚的な問題だと思いますが、私は行事等を開催される方々に誠心誠意お話をしてまいろうと思っております。

委員

先月の定例教育委員会でも、今回の件は人権問題として認識しているということを教育長にはお伝えしました。町議会議長からも速やかな判断を求められています。今後も様々な行事等が予定されております。教育行政の長として、このままの状態でのよいのでしょうか。

また、当該委員へのセクシャルハラスメントについて否定をされていながら、「疑いが生じたことに猛省している」と言われておりますが、具体的にどういったことを猛省されているのでしょうか。

教育長
委員

いかなる事情があったとしても、二人で酒席に行ったことを猛省しております。

この件について当該委員は、研修会の反省会があるということで酒席に参加しています。教育委員になられて日が浅く、教育長からお誘いがあればご家族を含め参加を要する席だと考えるのも当然のことだと思います。

しかし、私たち三人の委員は反省会があるということを聞いておりません。教育長は、当該委員お一人のみを反省会だと言ってお誘いになったわけです。

私自身の人権感覚から言うと、このことは長として絶対にしてはいけないことです。その時点でセクシャルハラスメントだと疑われても仕方がないですし、実際当該委員が辞職されたことの重大さや周りへ及ぼす影響をもっと配慮していただき、長としてご自身の引き際を決断していただきたいと思います。

教育長

今おっしゃった内容については、私と当該委員の間で見解が異なっております。

現在弁護士にお任せし、司直の手に委ね、見解の相違についてすべて明らかにしていく所存でございますので、細かい内容はここでは申せませんが、今おっしゃった内容は間違っています。

結果として、二人で酒席に行ったことについては猛省しておりますが、セクハラ行為はございません、ということしかこの場では申しません。

ところで、三人の委員は随分前に当該委員より相談を受けられていたと聞いておりますが、いかがですか。

委員

私たちは口外しておりませんが、どなたから聞かれたのですか。

教育長

関係者からです。

私は様々な意見を受け止め、進退を含め本当に考えているところです。

これは詰問ではありませんが、私は疑問に思っていることがあります。

三人の委員が、6月初旬に当該委員から相談を受け、重大な案件だと思われたのなら、まず私のところか、私に言いづらければ、事務局や任命権者である町長に報告があるのではないかと不思議に思っています。

また、このような場合に一方の主張を聞かれたのなら、その相手方の主張も聞くこと、つまり、双方本人から聞き取りなり事情聴取をすることが鉄則だろうと思うのですが、その発想はなかったのだろうかという疑問もあります。

さらに、先月、当該委員より何ら具体的なことは書かれずに「セクハラ行為を受けた」

とだけ記された辞職願が提出されました。双方本人から聞き取りなどが行われないまま7月14日の定例教育委員会にて、私が退席した公開審議の中で職務代理の委員は当該委員の主張を大前提として審議を進められ、先般の内容の議決に至ったことは、果たしてよかったのかと疑問に思っております。

委員

そのことについて、お考えを伺いたいと思います、

6月の初旬に私たちが当該委員より相談を受けたのは、セクハラを受けたことにより今後この仕事を続けることができなくなることで、私たちに迷惑がかかると思ひになり、そのことをお詫びしたいということでお会いをしました。

当然、私たちも力になれることがあればと思っておりましたが、今後のことは皆さんには迷惑はかけられないとのことで、ご自身で考えられ示談の方向で話を進めるということをお伺いしました。

逆に言えば、教育長は私たち委員とコミュニケーションを密に図ると公言されておられますが、このことについて教育長から私たちに相談はありませんでした。

私たちは、当該委員が示談の方向で話を進めるということでしたので、状況を見守っておりました。

しかしながら、示談が不成立となり、やむにやまれず退職願が提出されるに至りました。

このような状況で私たちは、被害にあわれたと思われる当該委員の人権を一番に尊重することが重要だと考え、先月の定例教育委員会で辞職願に同意をする判断をしました。

定例教育委員会では、教育長の主張もお聞きすべきであろうということで、教育委員全員の同意を得て教育長が意見を述べる場も設けさせていただきました。

ですから、なぜご自身の主張が聞かれていないということをおられたのか不思議です。結局、その場で教育長は、司直に委ねるという趣旨の主張を繰り返されたと記憶しています。

教育長

それは、私が定例教育委員会の場に戻った段階では、既に議決がなされておりました。そして、職務代理の委員より宣告のような形で議決内容を聞かされました。

私がいなかった間にこの審議では、私が犯人である前提で審議がなされたのだと感じました。

そこで私が議決後に反論すれば、それは私の一方的な主張となり当該委員に迷惑をおかけすることになり兼ねないですし、公開であり報道機関も傍聴に入っておりましたので、大騒ぎとなることは私の本意ではございませんでした。ですから、あのような答弁となったことはご理解いただけるものと思います。

今、私がご質問したのは、委員の皆さんを詰問するといった意図はありません。

ただ、素朴な疑問として思っていたことでした。

委員

例えば、人権問題の一種である「いじめ」が発生した場合、教育の場ではいじめられたと申し出た子どものことを一番に考え、守ることが大原則であると私たちは考えています。

そういったことから、教育長とは人権感覚に相違があると感じており、非常に残念

- に思っております。
- 教育行政の長であり、人権教育の長である教育長には相手方のことを一番に考え行動していただきたかったと思っております。そうすれば、ここまで大きな問題にならなかったのではないかとつくづく残念に思っております。
- 教育長 私も残念に思っております。
- 委員 委員に対しては尊敬も致しておりますし、人権に関する見識の深さは私の及ぶところではございません。
- しかしながら、やはり基本は、一方から被害を受けたと申し出ているのであれば、その方をお守りすることは大前提として、審議については、もう一方からも事情を聞いて確かめる必要があったのではないかと思っております。それをないままに断罪的に会議を進められたことについては、疑問が残ってしまうということです。
- 委員 先月の定例教育委員会の中で、教育長が釈明する場を設けたつもりでありましたが、教育長がおっしゃる諸般のご意見から十分だとお感じにならなかったのかもしれませんが、また、教育委員会にはこういった事案について調査する権限はありませんので、真偽については弁護士等に判断をお任せするという事となるのだと思います。
- しかしながら、教育長という要職にある以上、自己の進退について他者に判断を委ねるのではなく、教育長ご自身も色々と思うところはあるとは思いますが、教育行政全体に及ぼす影響を鑑み、適切迅速な判断をお願いいたします。
- 私もこの事案が発生してから、自分が教育長の立場だとどうするかといったことも考えましたが、うまく言葉にできないので過去の偉人、吉田 松陰の言葉を一つ読ませていただきます。
- 「私心さえ除き去るならば、進むもよし退くもよし、出るもよし出ざるもよし。私心がまだ除き去られないと、その進退出処みな私心に拘われて、道に反することとなる」ご自身の心にとらわれず、大局的な見地から判断をよろしくをお願いいたします。
- 教育長 その他、ご意見はございませんか。
- 委員 現在、私たちはこうした事案に振り回され、本来の業務である子どもたちの方を向いて考えるということがまともにできていないと思います。
- 教育長の思いも色々あるかと存じますが、実際に業務に支障が出ていることを考えると、迅速な判断をお願いしたいと思います。
- 教育長 いただいたご意見を受け止め、真摯に考えたいと思います。
- その他、ご意見はございませんか。
- 各委員 ありません。
- 教育長 次に、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

- 教育次長 はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可に関してご説明させていただきます。
- 1 件目の申請者は、龍野の文化遺産を生かす会 代表 岸野 裕児氏です。
- 事業名称は、「令和 4 年度龍野地区の文化遺産を活用した地域活性化事業」です。令

和4年7月1日から令和4年8月31日の間に龍野地区県民交流広場、旧浅井関三邸で実施されます。

事業目的としては、「地域固有の歴史が残してくれた文化遺産を保存、継承するだけでなく、これらの魅力を活用し、発信することによって、地域の活性化を図り、多くの人々が集う場を創設し、地域の文化芸術活動の振興を図る」こととなっております。

以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長

2件目の申請者は、日本民謡 秀峰会 夏木 利明氏です。

事業名称は、「日本民謡 秀峰会 45周年記念大会」です。令和4年11月27日に丸尾建築あすかホールにて開催されています。

事業目的としては、「民謡民舞の保存・普及及び育成を図り、地域文化の向上と社会福祉に貢献する為の事業のひとつとして開催する」こととなっております。

以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長

3件目の申請者は、ナターシャ・グジー チャリティーコンサートたつの実行委員会 代表 飯田 和雄氏です。

事業名称は、「ナターシャ・グジー チャリティーコンサート in たつの」です。

令和4年9月17日にたつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール 大ホールにて開催されています。

事業目的としては、「ウクライナの民族楽器バンドウーラの演奏と、透明で伸びやかな歌声をお聞きいただき、ウクライナを身近に感じ、関心を寄せていただくことと共に平和を願う」こととなっております。

以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長

4件目の申請者は、揖龍教育工学研究会、揖龍小学校視聴覚部会 会長 井口 浩一氏です。

事業名称は、「『わかる』授業づくりセミナー」です。令和4年7月28日にたつの市役所1階多目的ホールにて開催されています。

事業目的としては、「ICT 活用に係る研修会を実施することにより、教員の授業力の向上を図る。一人一台端末を活用した GIGA スクール構想を推進する」こととなっております。

以上でございます。

教育長	ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	ありません。
教育長	では、次の報告について説明をお願いします。
教育次長	5 件目の申請者は、西播磨交響楽団 代表 小田 英夫氏です。 事業名称は、「第 32 回定期演奏会」です。令和 5 年 1 月 22 日にたつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール 大ホールにて開催されます。 事業目的としては、「子どもから大人までを対象にオーケストラの生演奏によるクラシック音楽の普及、西播地区のアマチュア演奏家の交流する」こととなっております。 以上でございます。
教育長	ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	ありません。
教育長	では、次の報告について説明をお願いします。
教育次長	6 件目の申請者は、太子フットボールクラブジュニア 代表 神路 一郎氏です。 事業名称は、「夏休み強化交流戦」です。令和 4 年 8 月 13 日から令和 4 年 8 月 14 日に総合公園陸上競技場で開催されます。 事業目的としては、「チームの強化及び交流チームとの選手、指導者の親睦を深める」こととなっております。 以上でございます。
教育長	ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	ありません。
教育長	では、次の報告について説明をお願いします。
教育次長	7 件目の申請者は、西播磨地区小学校教育研究会生活科・総合的な学習部会 会長 圓田 元彦氏です。 事業名称は、「西播磨地区小学校教育研究会生活科・総合的な学習研究大会」です。令和 4 年 11 月 25 日にたつの市立小宅小学校で開催されます。 事業目的としては、「未来を切り拓き、よりよい社会を創造するための資質・能力を育成するため、生活科・総合的な学習の時間の研究に取り組み、授業公開並びに講演会を実施することで研究をより深いものとする」こととなっております。 以上でございます。
教育長	ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	ありません。
教育次長	続いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく太子町教 委育委員会令和 3 年度事務事業点検・評価について報告させていただきます。 管理課所管の「学校教育の充実」につきましては、7 月 29 日に 32 件の事業について 外部評価委員の徳富 伸吾氏、道前 弘志氏からご意見をいただいております。 「社会教育の充実」につきましては、7 月 7 日に社会教育課所管の 26 件、文化推進 課所管の 11 件の事業について、松浦 りつ子氏、森田 静重氏からご意見をいただき ました。各委員からのご意見につきましては、資料に掲載しております。 これらの点検・評価を 9 月議会に提出するとともに、ホームページ等で外部に公表し

教育長
各委員

てまいります。
ご意見、ご質問はございませんか。
ありません。

●議事

教育長

次に、議事に移ります。
昨日、委員より動議がございました。
事務局は、議案書を配布してください。
議案第 44 号「福田 秀樹委員の任期満了に伴う後任の選任において引き続き同委員の任命を求める要望について」です。
議案は原則公開となることから、審議する順番を入れ替え、議案第 41 号の次に審議
いただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

各委員

そのとおり進めてください。

教育長

それでは、議案第 39 号から説明をお願いします。

管理課長

議案第 39 号「令和 5 年度使用教科書の採択について」ご説明いたします。
太子町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定によるものでございます。
令和 5 年度使用義務教育諸学校用教科用図書兵庫県採択事務取扱要領によりますと、
採択する教科用図書として、「小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程、
令和 3 年度と同一の教科書を採択すること」となっております。
一覧は、資料に掲載のとおりです。なお、特別支援学級用教科用図書につきましては、
令和 5 年度において採択の予定はございません。
以上でございます。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

無いようであれば、議案第 39 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、議案第 40 号の説明をお願いします。

管理課長

議案第 40 号についてご説明いたします。
令和 4 年 9 月定例議会に提出する「令和 4 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）」
の教育費に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の
規定により教育委員会の意見を求めるものです。
詳細を各所管課長より順にご説明申し上げます。
まず管理課分でございます。
歳入の公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金については、当初予算成立後の交付決
定を受け財源組み替えを行うものです。スクールサポートスタッフ配置事業補助金に
ついては、当初予算編成時点では全体の 3 分の 1 の額が補助金として交付される予定
でしたが、実際は 1 人分のみが対象ということとなったため、減額するものです。
歳出につきましては、そのほとんどが人件費となっており、令和 4 年度に雇用保険料

	率が改定に伴う不足分を補正するものが大半となっております。 また、斑鳩小学校のプール内のクラック等の修理に係る費用について計上させていただいております。プール槽の劣化防止や防災の観点から使用していない期間においても水を張っておく必要があります。クラック等をそのままにしておきますと、水漏れし水位が低下してしまいますので、修理を要することから補正するものです。 管理課分は以上です。
社会教育課長	社会教育課分としましては、町民体育館にて7月より会計年度任用職員を雇用しております。そのことに伴う人件費となっております。 社会教育課分は以上です。
文化推進課長	文化推進課分としましては、図書館費として雇用保険料率の改定に伴う不足分の補正となります。 文化推進課分は以上です。
教育長	ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	ございません。
教育長	無いようであれば、議案第40号は承認いただいてよろしいでしょうか。
各委員	結構です。
教育長	続いて、議案第41号の説明をお願いします。
管理課長	議案第41号についてご説明いたします。令和5年4月より学校給食の管理における透明性の向上、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性向上等を図るため、給食費の公会計化を進めております。そのことに伴い、学校給食の取扱いに関する事項を条例に規定いたします。 令和4年9月定例議会に提出する「太子町学校給食費に関する条例」議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を求めるものです。 この条例の制定理由としましては、学校給食法第4条の規定に基づく学校給食に係る学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めることとなっております。 主な制定内容としまして、第2条で「定義」、第3条にて「徴収」、第4条で「納付」、第5条で「減免」に関する規定となっております。施行日は令和5年4月1日です。 関連する法令としましては、学校給食法、学校教育法でございます。 以上です。
委員	納付が滞ったり遅れたりした場合の、罰則や減免についてはどのような内容となりますか。
管理課長	「規則で定める」となっていることから、本条例が定まり次第、施行規則を作成することとなりますが、本町の他の公共料金等と一定の整合性を図ることになると思います。
教育次長	学校給食という性格上、税金のような督促手数料や延滞金といった罰則は現時点では考えておりません。 また、未納だからといってその家庭の児童に対して、給食が支給されないということ

も想定はしておりません。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ございませぬ。

教育長 それでは、議案第 41 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、委員より動議のありました議案第 44 号「福田 秀樹委員の任期満了に伴う後任の選任において引き続き同委員の任命を求める要望について」です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 号に基づき、教育長及び教育委員は、自己の一身上に関する事件又は従事する業務に直接の利害関係がある件については、議事に参与することができません。従って、第 44 号議案は福田委員が議事に参与することができません。

福田委員は、一旦退席をお願いします。

＜福田委員、退席＞

教育長 それでは、委員は動議内容の説明をお願いします。

委員 それでは、要望書（案）を読み上げます。

「要望書 太子町長 服部 千秋 様。太子町教育委員会

平素は、太子町教育行政に対して、ご理解ご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、本年 9 月末をもって福田 秀樹教育委員の任期が満了いたします。

教育委員会のすべての構成員が、難問山積の太子町教育行政において 2 年以内に交代という状況に、その継続性に不安を覚えております。

つきましては、太子町教育委員会として経験豊かで指導力のある福田 秀樹委員の再任を要望いたします。」

この動議にあたって、私が要望書を作成するにあたり、外部よりご意見を頂戴することがありました。ご意見についてはありがたいと思う反面、どこから本動議について情報が漏れたのかと思うことがありましたが、私の方でいろいろと考えさせていただきました。

現在の太子町の教育行政の状況を鑑みると、福田委員には引き続き教育委員としてお力添えをいただく必要があると考え、動議をいたしました。

よろしく願いいたします。

教育長 2 ヶ月ほど前に福田委員は、現在の任期満了に伴い退任する旨を私に意思表示されております。そのことは、町長にも伝えており後任人事を進めておられます。

そのような中でこの内容を審議することはいかがなものかと思いますが、そういった状況であるということをお知り置きください。

委員 あくまで教育委員の任命権は町長にございますので、現在の教育行政の状況を鑑み要望をさせていただくということです。

委員 この要望書にありますとおり、福田委員が退任した場合、継続性に不安を覚えることから要望すべきだと考えます。

教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

無いようであれば、議案第 44 号について同意される委員は挙手をお願いします。

＜全教育委員が挙手＞

教育長 本議案は同意となりました。それでは、福田委員をお呼びしてください。

＜福田委員 入室＞

教育長 議案第 44 号で審議した内容をお伝えします。

本議案は同意となりました。従って、要望書を町長へ提出することとなりました。
次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項によると、「教育長及び教育委員は、自己の一身上の都合による議事には参与することができない。ただし、教育委員の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる」とされています。福田委員は、何か発言を希望されますか。

委員 はい。

教育長 教育委員にお伺いします。福田委員の発言を許可してよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員 この 9 月に私の 4 年間の任期が満了しますので、5 月の初旬頃に後任の人選を進めていただくように教育長にお伝えしておりました。

しかしながら、現在、太子町の教育行政がこれだけ混乱している状況を任期満了で、私だけが退任してしまっているのかという思いも徐々に持つようになりました。
先ほど退席している間に議場を見ましたら、子どもたちが黙々と勉強をしていました。先ほど、委員の発言にあった「私たちは本来子どもたちの方を向いて業務をしなければならぬ」といったことを改めて再認識しました。

先月の定例教育委員会でも、当該委員からの辞職願をやむを得ず受入れ、教育長にはご自身の進退を含めて考えてほしいと要望しました。太子町の教育行政が混乱することが容易に想像できたからです。疑惑の真偽は弁護士にお任せすることは理解できますが、教育長という要職に留まりながらしていくことで生じる混乱について改めてお考えいただきたいです。

また、混乱が収束し正常な状態の太子町の教育行政を一日でも早く取り戻せることを願っています。

教育委員の皆さんから、このようなお話を頂けることは非常にありがたいことですし、感謝の念に絶えません。

私自身にできる仕事はまだあるなら、責任ある態度をとらなければならないと思います。

ただ、任命権は町長にございますし、現時点では町長から直接任期満了にあたってのお話はありません。

今後、町長より要望書の内容のようなお話が直接あった際には、本議案の内容を尊重し決断させていただきたいと思っています。その際はよろしくお願いいたします。

教育長 議案第 44 号で議決した要望書については、私と福田委員以外の委員で町長へお渡しするということでしょうか。

各委員 結構です。

教育委員 それでは、この後、非公開議案に入りますが、非公開となる前に協議をしておくことはありますか。

管理課長	幼児教育のことについて、申し上げます。 幼児教育の在り方検討会と題して、第1回は事務局と幼稚園長、第2回は教育委員の皆さまと事務局と幼稚園長が協議をしております。 第2回の検討会の中で、幼稚園長から教育委員の皆さんへ幼稚園の現状と今後の見通しについて説明をさせていただきました。 その中で、今後の3歳児保育の展望として、龍田幼稚園で受け入れている3歳児のほとんどが太田幼稚園区の園児で太田幼稚園区の保護者からは太田幼稚園での3歳児保育実施を望む声が高まっております。ただし、龍田幼稚園における令和4年度の現状は、年長5人、年少5人、龍田幼稚園区の3歳児は1人となっております。令和5年度では、年長5人、年少1人、龍田幼稚園区の3歳児は0人となる公算でございます。 こういった現状もお話しをさせていただいた上で、幼稚園の将来的な在り方を考えたときに、保護者からの声を反映し、各園での3歳児保育を開始したいといった内容でございました。 教育委員の皆さまからも様々なご意見を頂きまして、令和5年度から施設面で受入れ態勢が整う太田幼稚園で3歳児保育を開始するということでご了承いただけたものと認識しておりますが、進めさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員 委員	お願いします。 幼稚園の在り方については、町としての具体的な方針をお示しいただきたいです。 龍田幼稚園区の状況を鑑みると喫緊の課題であることは明白です。 総合教育会議の場が一番有力かと思いますが、その場でしっかりとしたお話ができるようにしていただきたいです。
管理課長	町の幼児教育の方針というのは、委員がおっしゃったように総合教育会議のような場で協議するべきものであると考えます。 総合教育会議についても、先般いただいたご意見を所管課に申し伝えておりますので、会議の進行についても検討いただけるものと思っております。 また、3歳児保育については目先の課題でございますが、5年後、10年後を見越した中長期的な方針については、様々な合意形成を図る必要がありますので総合教育会議にて忌憚のない協議を進めていくことが重要であると思っております。
委員	昨年度の総合教育会議でも、幼児教育の方向性については幼稚園の統合なども含め、喫緊の課題であるといった趣旨のお話をさせていただき、先の議会でも幼児教育についての質問が出ていたと思います。町全体の方針が見えない中で現場の状況は待ったなしであると考えます。先日の検討会では園長先生方から既にお考えになられている中長期のビジョンをお伺いしました。あくまで3歳児保育は途中経過であると思しますので、町としての中長期的なビジョンを早急に示していただくことが必要です。
委員	教育委員会内では、ある程度の方向性に関する共通認識はできていると思いますが、町長部局や議会関係者にも十分ご理解いただけるような形で議事運営を進めていただきたいと思います。
教育長	その他、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 3歳児保育が各園で開始されると、龍田幼稚園区の対象者がいなくなってしまうですが、何か対策はありますか。

管理課長 有効な対策をお示しできるわけではありませんが、基本的に園児の募集は今後も実施しなければならないと考えております。

委員 先日の検討会でも龍田幼稚園の園区について意見はありましたが、結論は出なかったと思います。

また、異年齢保育を柔軟に行っていくといった協議にもなっていたかと思います。

管理課長 引き続き、検討させていただきます。

異年齢保育については、龍田幼稚園では現在も年長と年少が合同で活動することがございますので、特に問題になることはないものと思っております。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、議案第42号に移ります。ここからは個人情報の観点から非公開とさせていただきます。傍聴人は退席をお願いします。

管理課係長 7月末までを目途に教育委員の選定を進めてもらう旨、5月初旬頃に教育長から町長に申し入れをされたと聞いておりますので、議案第44号で議決した要望書については少しでも早いうちに町長にお渡しする方が良いと思います。

各委員 今からお渡しに行くことは可能でしょうか。

管理課主査 確認します。

管理課係長 町長が新しい教育委員の人選を進めておられると認識しておりますが、少なくとも現時点で事務局に人選の進捗状況についての情報は入っておりません。

教育長 教育長は何か聞かれておりませんか。

管理課主査 聞いていません。

確認しましたところ、本日、町長は公務があり、今しがた出発されたということでした。

委員 議案第44号で議決した要望書ですが、教育長と教育委員より町長へ正式に手交する日程は後日で構いませんが、町長には1日でも早く伝えるべき内容か思いますので、当該要望書の内容を本日中に事務局から企画政策課の秘書を通じて報告していただくことは可能ですか。

管理課長 承知いたしました。

本日中に報告いたします。

教育長 それでは、非公開議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第42号「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」説明>

本議案は個人情報保護の観点から非公開

管理課主査 <議案第43号「令和4年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」説明>

本議案は個人情報保護の観点から非公開

●その他

教育長 本日の会議は全て終了しましたが、その他事務局より何か連絡事項はありますか。
管理課長 管理課より報告させていただきます。
＜学校現場における新型コロナウイルス感染症の状況について説明＞
＜中・西播磨地区市町教育委員会連合会 総会及び研修会について説明＞
教育長 その他、連絡事項はありますか。
次回定例会は9月30日（金）午前10時に開会します。
それでは、8月の定例会はこれで終了させていただきます。お疲れ様でした。

令和4年8月3日 午前11時30分閉議